

三条市建設請負工事成績評定実施要領新旧対照表

令和 7 年 4 月 1 日

改 正	現 行
三条市建設請負工事成績評定実施要領 (目 的) 第 1 (略) (評価の対象) 第 2 評定は原則として、一件の設計金額が <u>200 万円</u>を超える建設工事について行うものとする。 (評定者) 第 3～第 9 (略) 附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。 <u>附 則</u> (加える) <u>この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。</u> (加える)	三条市建設請負工事成績評定実施要領 (目 的) 第 1 (略) (評価の対象) 第 2 評定は原則として、一件の設計金額が <u>130 万円</u>を超える建設工事について行うものとする。 (評定者) 第 3～第 9 (略) 附 則 この要領は、平成 17 年 5 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 附 則 この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。